

令和8年8月7日

分任契約担当官
陸上自衛隊国分駐屯地
第364会計隊長 松尾 文親

第364会計隊におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

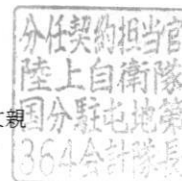
一連 番号	件 名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備 考
22	福島宿舎受水槽等清掃	現地	8.11.30	8.8.7	8.8.27 1000	8.8.27 1000	無	

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒 899-4392
住所 鹿児島県霧島市国分福島2丁目4番14号
陸上自衛隊国分駐屯地第364会計隊 （担当：岡村）
電話番号 0995-46-0350（内線636）

見 積 依 頼 書

分任契約担当官
陸上自衛隊国分駐屯地
第364会計隊長 松尾 文親



以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6S6G1KK00960		6SW91A10101 0001					
品名 または 件名							
福島宿舍受水槽等清掃							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
福島宿舍							
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
				令和8年11月30日 (月)			

2 契約条項を示す場所

仕様書、標準契約書及び入札心得等については、第364会計隊契約班に掲示する。

3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：

提出日時場所：令和8年8月27日 (木) 10時00分 第364会計隊 契約班

4 決定方式及び契約方式

決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約

5 注意事項

(1) 実施要領について

オープンカウンター方式実施要領による。

(2) オープンカウンター方式件名リストの掲示場所：陸上自衛隊西部方面隊ホームページ

(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>) ・国分駐屯地

(3) 契約書等の作成

見積決定後、西部方面隊会計隊標準契約書の様式により、100万以上250万以下の場合は請書を作成する。

(4) 「役務請負契約条項」「談合等の不正行為に関する特約条項」「暴力団排除に関する特約条項」

(5) その他

ア 参加を希望する者は、所定の見積書を令和8年 8月 27日 (木) 1000時までに持参、郵便、FAX等で必着するようお願いします。

イ 申し込みがあった者については、市場価格の調査を実施しますので、令和8年 8月 24日 (月) 1000時までに提出をお願いします。

ウ 押印を省略する場合は、担当者氏名、連絡先の記載をお願いします。

(5) 問い合わせ先

契約に関するお問い合わせ先

陸上自衛隊国分駐屯地

第364会計隊 契約班

担当： 岡村 (内線636)

TEL：0995-46-0350

FAX：0995-46-4076

品目・仕様書に関するお問い合わせ先

陸上自衛隊国分駐屯地 業務隊 担当： 山本 (内線318)

TEL：0995-46-0350

FAX：0995-46-4076

*R8.8.7～R8.8.17の間は問い合わせ対応不可

市場価格調査依頼書

分任契約担当官
陸上自衛隊国分駐屯地
第364会計隊長 松尾 文親 殿

令和8年8月24日

金 ¥

住 所
社 名
代 表
氏 名

上記のとおり見積いたします

内 訳

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
福島宿舍受水槽等清掃						
1号棟屋上高置水槽清掃	FRP製 2.5m ³	ST	1			
3号棟屋上高置水槽清掃	FRP製 2.5m ³	ST	1			
4号棟屋上高置水槽清掃	FRP製 2.5m ³	ST	1			
3号棟西側受水槽清掃	FRP製 22.5m ³	ST	1			
4号棟西側受水槽清掃	FRP製 22.5m ³	ST	1			
水質検査		ST	1			
諸経費		ST	1			
合 計						税抜
納 地:	現地					
履行期限:	令和8年11月30日					

当社(当団体)は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。

見積書

分任契約担当官
陸上自衛隊国分駐屯地
第364会計隊長 松尾 文親 殿

件名リストー連番号	22
-----------	----

令和8年8月27日

金 ¥

住所
社名
代表氏名

上記のとおり見積いたします

内 訳

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
福島宿舎受水槽等清掃	仕様書のとおり	ST	1			
合 計						税抜
納 地:	現地					
履行期限:	令和8年11月30日					

当社(当団体)は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。

福島宿舍受水槽等清掃

		厚生科長		厚生班長	
					
件名	福島宿舍受水槽等清掃			番号	1 / 4
図名	表紙			縮尺	—
業務隊長	管理科長	宮崎班長	合議		設計者
			   		
陸上自衛隊 国分駐屯地業務隊				令和8年 7月3 日	

仕 様 書

1 件 名

福島宿舍受水槽等清掃

2 場 所

鹿児島県霧島市国分福島2丁目4-30 福島宿舍

3 概 要

「水道法」及び関係法令に基づき、専用水道である福島宿舍の下記表の貯水槽（5箇所）の清掃（消毒・水質検査含む。）を実施する。

対象貯水槽の場所	構 造 等	容 量	備 考
1号棟屋上	FRP製	2.5m ³	高置水槽
3号棟屋上	FRP製	2.5m ³	高置水槽
4号棟屋上	FRP製	2.5m ³	高置水槽
3号棟西側	FRP製	22.5m ³	受水槽
4号棟西側	FRP製	22.5m ³	受水槽

4 総 則

(1) 本役務の作業

ア 建築物衛生法施行規則第28条の基準を満たしている者とする。ただし、講習有効期限が切れた者については、再講習を終了した者とするものとする。

イ 清掃要領については、「建築物における衛生的環境の維持管理」の、「第2 飲料水の管理」に準ずることとするものとする。

ウ 貯水槽清掃業務の鹿児島県知事登録業者であること。

(2) 本仕様書の適用

本仕様書は、貯水施設（受水槽等）清掃に関して、大要を示すものである。また、「建築保全業務共通仕様書」（最新版）に準拠するものとし、現場の状況に応じ軽微な作業は、本仕様書に記載ないものであっても官側と協議のうえ、契約金額の範囲内で実施するものとする。

(3) 清掃実施は、係官の指示により、できる限り断水で実施する。やむを得ず断水が発生する場合、速やかに係官に断水時間等の細部調整を行うこと。

(4) 請負業者は清掃作業中、現場監督を行う者を「清掃業務責任者」として指名し、官側へ通知するものとする。

5 一般事項

(1) 法令及び諸規則等の遵守

本役務に当たっては、関係法令及び条例等を遵守するものとする。

(2) 管理事項等

ア 本役務に関係する場所以外への立入り、撮影、宿舎内での販売・宣伝等の行為を禁止する。

イ 本役務の実施における当宿舎への出入に係る費用は、全て請負業者の負担とする。

ウ 指定場所以外での喫煙を禁止する。

エ 本役務で使用する、水、電気を使用する場合、請負業者が、水タンク等及び発電機を準備すること。

オ 本役務に際し、他の構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一、損傷を与えた場合は請負業者の責任において原形復旧する。

カ 本役務の写真はカラー写真（フィルムカメラ又は、デジタルカメラ）とし、作業前、作業中、作業後及び係官が指示する状況を撮影し、補修作業状況を写真帳に時間経過が確認できるように整理し1部係官に提出する。

なお、写真データは確実に破棄すること。

6 特記事項

(1) 清掃作業従事者は、健康管理、身体の衛生について次の事項に適合した者とする。

ア 作業実施日より3ヶ月以内に公的機関で健康診断を受け、異常が認められなかった者

イ 爪、頭髮等を清潔にしている者

ウ 清掃当日、下痢、風邪、皮膚等の感染症の症状のない者とし、異常の有無に係官へ申告する。

(2) 清掃作業衣等及び清掃器具

本役務作業で使用する中で、清掃作業で使用する作業衣・器具・清掃用品等は、新品を使用し貯水槽の清掃専用の完全消毒済みのものを使用する。

(3) 貯水槽内清掃作業箇所は、貯水槽内の全壁、天井及び内部設備等の必要と認めた箇所とする。なお、水槽内の沈殿物質、浮遊物質及び各設備等の付着物質や補修作業で生じたごみ等の完全に除去を実施するものとする。

(4) 本役務における、清掃作業実施時「清掃業務責任者」は、常時作業に常駐し、現場の実態を把握すること。

(5) 安全体制を確実に図り、特に貯水槽内の酸欠防止及び高所からの転落防止に努める。

(6) 清掃作業

ア 消毒した作業衣・器具・清掃用具等は、係官が点検を行ったのち、清掃作業を衛生的に実施するものとする。

イ 清掃作業は、主として高圧洗浄機を使用し洗浄する。なお、高圧洗浄機による洗浄不可な箇所は、手作業により洗浄する。

ウ 貯水内の金属部分の錆等は、手作業にて除去する。高圧洗浄機を使用する場合は、係官の許可を得ること。

エ 汚れや付着物等を水洗いし異物の除去を完了したら、係官に報告する。

(7) 消毒作業

ア 清掃作業が終了し係官が貯水内を確認後、貯水槽の消毒を実施すること。

イ 消毒作業で使用する作業衣は、係官が検査した消毒済みの新品を使用し実施すること。

ウ 本役務で使用する消毒薬は、厚生労働省認定の有効塩素50～100mg/Lの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。

エ 消毒は、貯水槽内の天井の下面、壁面及び床面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行うこと。

オ 前記の方法により2回以上消毒を行い、消毒後は30分以上時間をおくこと。

カ 消毒作業が終了した後、洗浄し、洗浄水を排水した後、貯水槽内への水張りを行うこと。

キ 各消毒作業後は、貯水施設内へは立ち入らないこと。

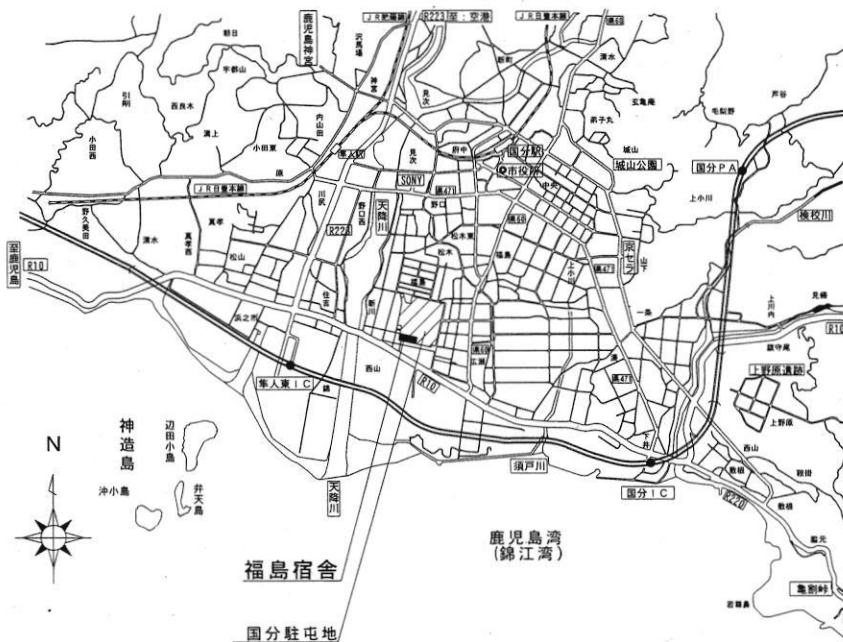
(8) 水質検査業務

ア 貯水槽の水張り終了後、「空調設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」（平成15年厚生労働省告示第119号）で示した基準に従い、給水栓及び貯水槽における水について、水質検査及び残留塩素の測定を行うこと。

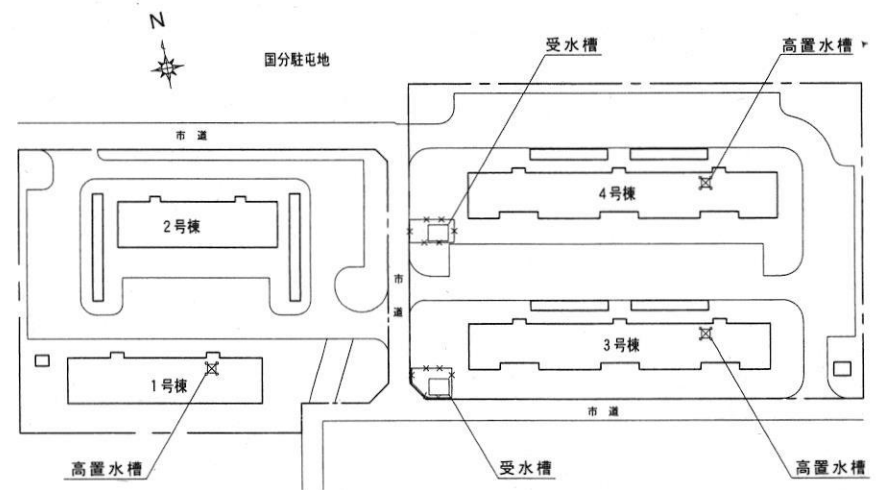
イ 清掃作業後当日に係官が指示する端末の給水栓から水を採取し、請負業者の負担において水質検査（11項目）を行い、水質検査結果報告書を係官に提出する。

ウ 検査結果が不良の場合は、速やかに係官に報告すると共に、請負業者の負担において再清掃を直に行い、水質検査結果報告書を提出する。

件 名	福島宿舍受水槽等清掃	番 号	2 / 4
図 名	仕様書	縮 尺	図 示
陸上自衛隊 国分駐屯地業務隊			

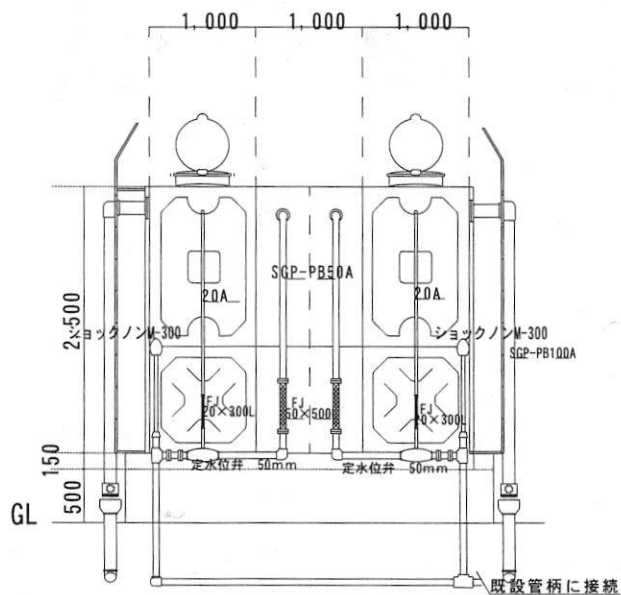


案内図 1:70,000

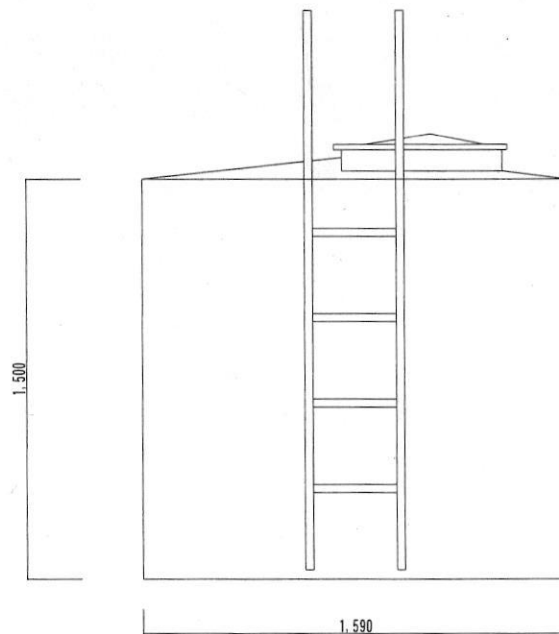


福島宿舎配置図 1:1,000

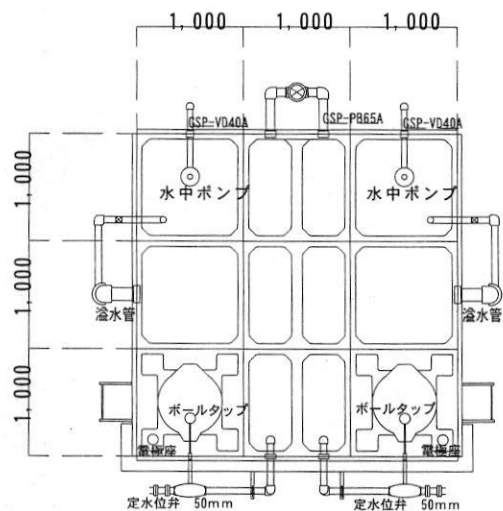
件名	福島宿舎受水槽等清掃	番号	3/4
図名	案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊 国分駐屯地業務隊			



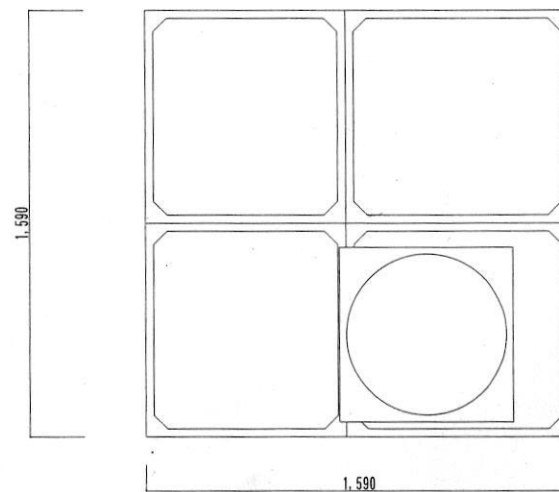
受水槽立面図 S=1:50



高置水槽立面図 S=1:20



受水槽上部図 S=1:50



高置水槽上部図 S=1:20

件名	福島宿舍受水槽等清掃	番号	4/4
図名	受水槽・高置水槽立面図・上部図	縮尺	図示
陸上自衛隊 国分駐屯地業務隊			